

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和7年9月16日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月16日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ関ヶ原店

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字下谷川3098番地1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	変 更 前	変 更 後
駐 車 場 の 自 動 車 の 出 入 口 の 数 及 び 位 置	2 箇 所	1 箇 所

4 届出年月日

令和7年9月8日